

## 改訂意匠審査基準（案）

「工業上利用することができる意匠」関連部分

# 第1章 工業上利用することができる意匠

---

## 1. 概要

---

意匠法第3条第1項柱書は、工業上利用することができる意匠の創作をした者が、その意匠について意匠登録を受けることができることを規定している。

意匠法における「意匠」は、第2条第1項において、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。（中略）以下同じ。）」と定義されている。

この定義にいう「意匠」に該当しないものについては意匠登録を受けることができない。また、この定義にいう「意匠」に該当するものであっても、意匠登録を受けようとする意匠は、工業上利用することができる意匠でなければならない。

第3条第1項柱書の規定から導き出される要件は、以下の三つである。

- (1) 意匠法上の「意匠」を構成するものであること（以下この章においてこの要件を「意匠該当性要件」という。）
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

この章では、上記の三つの要件の判断について取り扱う。

なお、この章においては、意匠該当性要件を満たしたものを「意匠」と表記することとする。また、意匠該当性要件を満たさないもの又は該当するとの判断を未だ受けていないものについては、「意匠」とは区別し、「意匠登録出願されたもの」と記載することとする。

## 2. 意匠該当性要件についての判断

---

意匠とは、物品若しくは建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである（第2条第1項）。よって、審査官は、意匠登録出願されたものが、以下の全ての要件を満たしていない限り、意匠該当性の要件を満たしていないと判断する。

- (1) 物品、建築物又は画像（以下、「物品等」という。）と認められるものであること  
（→2.1）
- (2) 物品等自体の形状等であること（→2.2）
- (3) 視覚に訴えるものであること（→2.3）
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること（→2.4）

また、審査官は、意匠登録出願されたものが、物品等の一部について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、上記の各要件に加えて、以下の全ての要件を満たしていない限り、意匠登録の要件を満たしていないと判断する。

- (5) 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること（→2.5）

## 2.1 物品等と認められるものであること

---

意匠登録出願されたものが意匠該当性要件を満たすためには、物品若しくは建築物の形状等又は画像についての創作でなければならない。

意匠登録出願されたものが、意匠法上の物品に該当するための要件等は、以下のとおりである。意匠登録出願されたものが、意匠法上の建築物に該当するための要件については、「第IV部 第2章 3.1 意匠法上の建築物に該当するための要件」、意匠法上の画像に該当するための要件については「第IV部第1章 3. 意匠法の保護の対象となる画像」を参照されたい。

なお、物品又は建築物と形状等とは一体不可分であることから、物品又は建築物を離れた形状等のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、物品又は建築物の意匠とは認められない。

### (1) 意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

### (2) 物品と認められないものの例

#### ①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの（例：門、組立てバンガロー）は、物品と認められる。

#### ②固体以外のもの

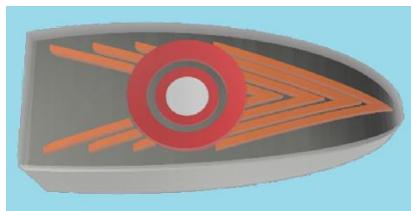
電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形状等を有していないものは、物品と認められない。

なお、点灯部を有する物品（注）であって、当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠を構成する要素として取り扱う。

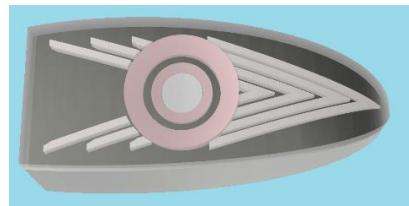
（注）例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

#### 【事例】自動車用尾灯

【正面図】



【消灯状態を示す正面図】



※説明の都合上、他の図は省略した。

（本事例においては、事例の明確化のために「消灯状態を示す正面図」も記載しているが、同図の記載がなくても、点灯している状態の図のみでハウジングの形状等が特定できるため点灯部の形状等の特定には支障がないものと認められる。なお、消灯状態を示す図がなければ意匠が具体的でないと判断されるものの例については、本章 3.2.3「図面、写真などが不鮮明な場合」（3）参照。）

#### ③粉状物及び粒状物の集合しているもの

粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であって一定の形状等を有していても、その集合体としては特定の形状等を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形状等を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

#### ④物品の一部であるもの

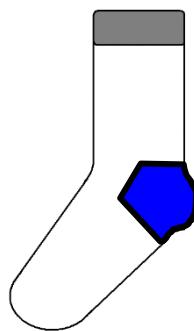
その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、それのみで通常の取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品（部分品）は、それが互換性を有しており、かつ通常の取引状態において独立の製品として取り引きされる場合には、物品と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」



「靴下」



なお、意匠登録出願されたものが、物品の部分について意匠登録を受けようとするものである場合であっても、意匠に係る物品は、以下の「物品に該当するものの例」のように、意匠法の対象とする物品に該当するものでなければならない。

＜物品に該当するものの例＞

- ( i ) 部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの
- ( ii ) 部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

＜物品に該当しないものの例＞

- ( i ) 「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたもの

## 2.2 物品等自体の形状等であること

意匠は、物品等の形状等であることから、審査官は、物品等自体の形状等と認められないものは、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。

### ( 1 ) 物品等自体の形状等について

物品等自体の形状等とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形状等をいう。

審査官は、販売を目的とした形状等についても、当該形状等を維持することができるものについては、物品等自体の形状等として取り扱う。

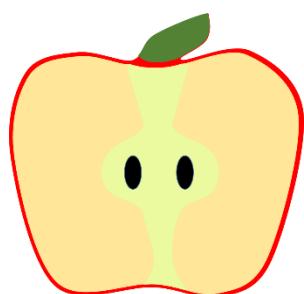
他方、当該形状等を維持することができないものについては、物品等自体の形状等に該当しないと判断する。

## (2) 物品等自体の形状等と判断するものの例

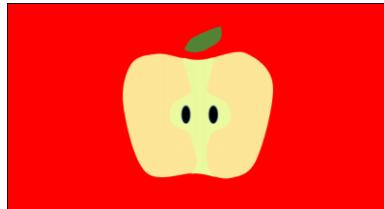
【斜視図】



【正面図】



【広げた状態の表面図】



【意匠に係る物品】タオル

【意匠に係る物品の説明】この意匠登録出願の意匠は、圧縮されたタオルであり、使用前に水に浸すことにより、通常のハンドタオルの大きさとなり、タオルとして使用することができる。

※説明の都合上、他の図は省略した

## (3) 物品等自体の形状等と判断しないものの例



【カップ入り飲料】

【意匠に係る物品の説明】この意匠登録出願の意匠は、カップに入ったカフェラテであり、泡立てたミルクとコーヒーにより、表面に模様を描いたものである。

※説明の都合上、他の図は省略した

(説明) この事例においては、そのままの形状等を保ったまま流通等がなされることがないことから、物品等自体の形状等には該当しないと判断する。

## 2.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

### (1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形状等が、肉眼によって認識することができるものをいう。

### (2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

#### ①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細するために肉眼によってはその形状等を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

#### ②物品の一部について意匠登録を受けようとする意匠において「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が、意匠に係る物品の通常の取引状態において、外部から視認できないもの

#### ③物品の一部について意匠登録を受けようとする意匠において「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が微細であるために、肉眼によってはその形状等を認識することができないもの

## 2.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

### (1) 美感について

意匠法第2条第1項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

### (2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

#### ①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの

#### ②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

## 2.5 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、「意匠登録を受けようとする部分」は、意匠に係る物品全体の形状等の中で、他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の形状等の中に含まれる一つの閉じられた領域でなけ

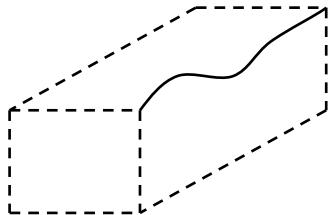
ればならない。また、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界が明確でなければならぬ。

(1) 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当すると判断しないものの例

①「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのもの

稜線は面積を持たないものであるため、他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】「建築用コンクリートブロック」



②部分意匠の意匠に係る物品全体の形状等のシルエットのみを表したもの

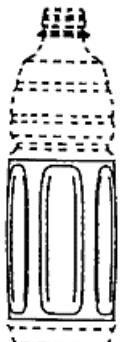
当該意匠の外観の形状等の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

(2) 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当すると判断するものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする部分」が包装用容器という物品全体の形状等の中で他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分である。

【事例 1】「包装用容器」



【事例 2】「包装用容器」



### 3. 意匠が具体的なものであること

#### 3.1 意匠が具体的なものであることとの要件

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ①意匠に係る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ②意匠登録を受けようとする意匠の形状等

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、上記に加え、以下の③から⑤の具体的な内容についても、直接的に導き出されなくてはならない。また、「意匠登録を受けようとする部分」を含む図面に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された意匠に係る物品又は建築物若しくは画像の用途を認識するのに必要な最低限の構成要素が具体的に表されていなければならない。

- ③「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

ただし、「その他の部分」全体が示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、具体的な意匠と認められる。

##### ⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品等に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分であり、また、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

意匠に係る物品等の全体の形状等が図面に表されていない場合、審査官は、図面において開示されていない範囲の形状等（規則に従い省略した場合を除く。）については意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部分についての部分意匠として取り扱う。また、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と判断する。

①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に、合理的に善解し得る場合

②いざれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第VI部第2章「補正の却下」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

## 3.2 意匠が具体的ではないと判断するものの例

---

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、以下の3.2.1から3.2.25のように、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.1 意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.2 図が相互に整合せず、意匠の内容を特定できない場合

審査官は、願書に添付した図面等の図が相互に整合せず、意匠の内容を特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.3 図面、写真などが不鮮明な場合

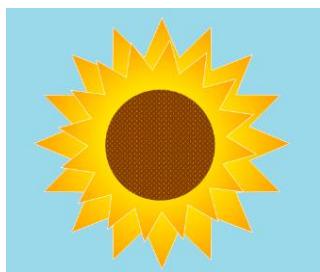
審査官は、願書に添付した図面、写真などが、例えば以下のように不鮮明な場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- (1) 図面、写真などが不鮮明であることなどにより、正確に意匠の内容を知ることができない場合
- (2) 背景、ハイライト、陰影などがあらわされたものであるか否かが判断できず、正確に意匠の内容を特定できない場合

審査官は、例えば、下の例のように、図全体が出願の意匠の形状等を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的ではないと判断する。

＜背景の彩色についての説明が必要なもの例＞

【表面図】



意匠に係る物品：「装飾用シール」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：裏面図は無模様のため省略する。

(この例では、出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明)

- (3) 点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことにより、意匠の形状等が不明確となる場合

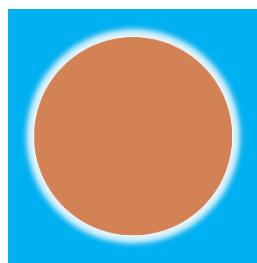
ただし、点灯した状態のみを表していても、意匠の形状等の特定に支障が無い場合、又は

消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形状等が特定できる場合は、意匠が具体的なものと認める（本章 2.1 「物品等と認められるものであること」②「固体以外のもの」参照）。

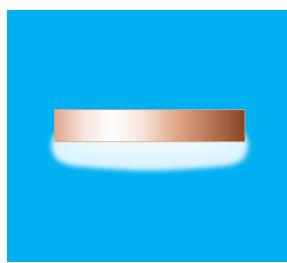
＜点灯した状態のみを表しており、形状等が特定できないものの例＞

意匠に係る物品：「天井じか付け灯」

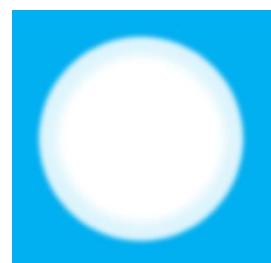
【平面図】



【正面図】



【底面図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

### 3.2.4 意匠が抽象的に説明されている場合

審査官は、願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明がなされている場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.5 材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合

審査官は、材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（第 6 条第 3 項）。

### 3.2.6 変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

審査官は、動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法第 6 条第 4 項）（意匠法施行規則様式第 6 備考 20）。

### 3.2.7 着色した図面において一部に着色していない部分がある場合

審査官は、着色した図面において一部に着色していない部分がある場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く（意匠法第6条第6項）。

### 3.2.8 図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合

審査官は、図面から物品の全部又は一部が透明であると考えられるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されておらず、意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法第6条第7項）（意匠施行規則様式第6備考25）。

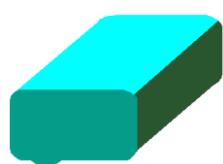
### 3.2.9 図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合

審査官は、図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

＜意匠が特定できないものの例＞

意匠に係る物品：「消しゴム」

【斜視図】



【正面図】



【平面図】



【右側面図】

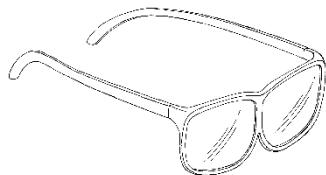


（説明がないと、面ごとに異なる色彩である創作なのか、単色の創作で光の当たり方による陰の濃さの変化により色彩に違いが出ているのか明確でない。）

ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合（意匠法施行規則様式第6備考7）、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合を除く

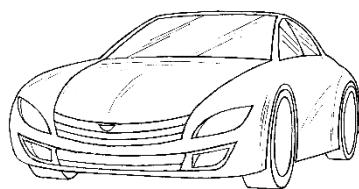
<説明の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかなものの例>

意匠に係る物品：「眼鏡」



(説明) 「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではないことから、形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

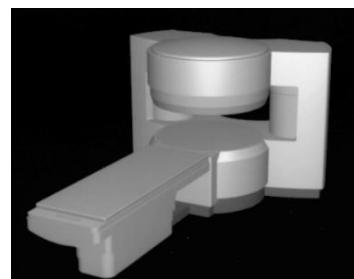
意匠に係る物品：「乗用自動車」



(説明) 「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でないことから、形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

<説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例>

意匠に係る物品：「医療用画像撮影機」



意匠に係る物品「電子計算機用マウス」



物品に表された文字、標識は、専ら情報伝達のためだけに使用されているものを除き、意匠を構成するものとして扱う。

＜専ら情報伝達のためだけに使用されている文字等の例＞

- a 新聞、書籍の文章部分
- b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

### 3.2.10 立体を表す図面が以下に該当する場合

(1) 審査官は、図が正投影図法等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

審査官は、願書に添付された図面等に意匠に係る物品全体の形状等が表されておらず、図を省略する旨の記載がない場合は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠として取り扱う。

なお、他の図と同一又は対称である図は、いずれの図と同一又は対称なのかが願書の「【意匠の説明】」の欄に記載されている場合は、図示が省略されていてもよい。

また、等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)であって、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図に代えて記載されていてもよい。この場合において、斜投影図法により作成されているときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角が図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載されている必要がある。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- (2) 審査官は、各図の縮尺が相違し、一の意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。
- (3) 審査官は、斜投影図法により作成された図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別又は傾角が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていないことにより、具体的な一の意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法施行規則様式第6備考9）。

### 3.2.11 平面的なものを表す図面等が以下に該当する場合

審査官は、平面的なものについて、意匠が具体的であるか否かの判断は以下のように行う。なお、平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

- (1) 審査官は、図面等が表面図及び裏面図により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付したその他の図面等を総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

審査官は、願書に添付された図面等において意匠に係る物品全体の形状等が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠として取り扱う。なお、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図の図示を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

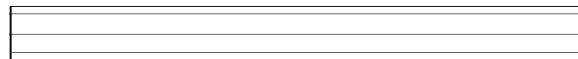
- (2) 審査官は、各図の縮尺が相違し、一の意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

### 3.2.12 形状若しくは模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面等において、その連続状態が明らかに分からない場合

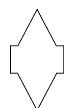
審査官は、形状若しくは模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法施行規則様式第6備考12）。以下の各例については連続状態が明らかであると判断する。

<連続状態が明らかに分かるものの例 1 >

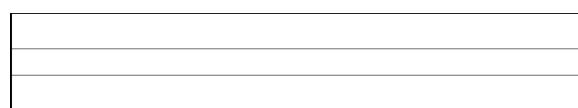
【平面図】



【左側面図】



【正面図】



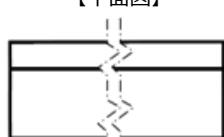
意匠に係る物品：「針金」

意匠に係る物品の説明：なし

意匠の説明：背面図は正面図と、右側面図は左側面図  
と、底面図は平面図と同一につき、省略する。この意匠  
は、正面図において左右にのみ連続するものである。

<連続状態が明らかに分かるものの例 2 >

【平面図】



【左側面図】

【正面図】

【斜視図】



【右側面図】

【背面図】



【底面図】

意匠に係る物品：「窓枠材」

意匠に係る物品の説明：なし

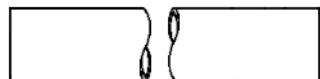
意匠の説明：なし

図面の記載及び「窓枠材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が、同じ形状若しくは模様が一方向にのみ連続又は繰り返し連続するもの（以下、「長尺物」という）のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

<連続状態が明らかに分かるものの例 3 >

【正面図】



【右側面図】



意匠に係る物品：「排気管材」

意匠に係る物品の説明：なし

意匠の説明：左側面図は右側面図と、  
背面図、平面図、底面図は正面図  
と同一につき、省略する。

図面の記載及び「排気管材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「○○材」とするものであって、図面の記載が長尺物のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

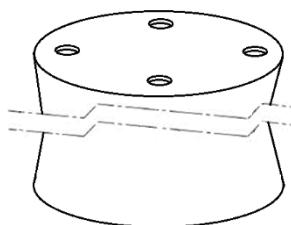
### 3.2.13 コードなどの中間省略をした図面等に不備がある場合

審査官は、中間省略をした図面（意匠法施行規則様式第6備考13）が以下に該当する場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- (1) 何れの部位を省略しているのか不明確である場合
- (2) 省略箇所が不適切であったり、省略箇所が図面上何cm省略されているかの説明の記載がなかつたりすることから、意匠登録を受けようとする意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲を特定できない場合

＜意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲が不明なものの例＞

【斜視図】



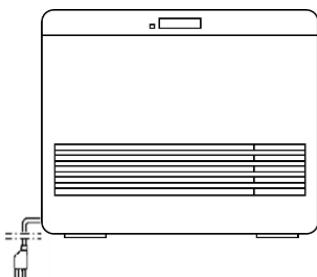
意匠に係る物品：「護岸ブロック」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コードの中間部分のように、種々の長さのバリエーションがあるものであつて、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものであるような場合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部分についての意匠の内容が特定できるものと判断する。

＜省略箇所の説明がなくても意匠の内容が特定できるものの例＞

【正面図】



意匠に係る物品：  
「温風暖房機」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

### 3.2.14 6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現できない場合において、その他の図がない場合

審査官は、以下の図がないことにより、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- (1) 意匠法施行規則様式第6備考14に規定する展開図、断面図、拡大図、斜視図など
- (2) 積み木、組木、建築物にあっては意匠法施行規則様式第6備考19に規定する斜視図

### 3.2.15 断面図などの切断面及び切断箇所の表示に不備がある場合

審査官は、断面図などの切断面及び切断箇所の表示が以下に該当し、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

(1) 切断面を表す平行斜線が不完全又はない場合

(2) 切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図のように記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く（意匠法施行規則様式第6備考15）。

### 3.2.16 部分拡大図について、その拡大箇所の表示がない場合

審査官は、部分拡大図について、その拡大箇所の表示がないことにより（意匠法施行規則様式第6備考16）、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

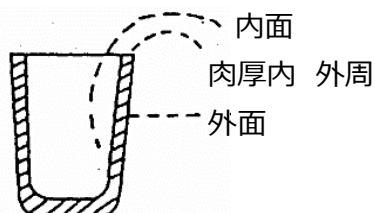
### 3.2.17 分離できる物品が以下に該当する場合

審査官は、ふたと本体のように分離することができる物品であって、組み合わせたままでは十分に意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がなく（意匠法施行規則様式第6備考18）、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.18 透明な意匠の図面に不備がある場合

審査官は、透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考25の規定によって作成されていないことにより、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

＜備考25に規定する「外周」についてコップの縦断面図による例示＞



(1) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考25イの要領で表す（ただし、肉厚は表さない）こととされている。

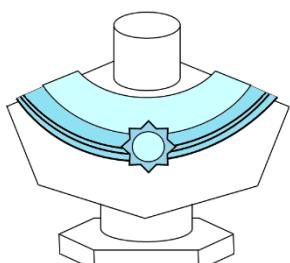
(2) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考25口、ハの要領で表すこととされている。なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様（意匠法第6条第7項）（上記3.2.8参照）。

### 3.2.19 図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

審査官は、図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

＜意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例＞

【正面図】



意匠に係る物品：「首飾り」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

＜意匠登録を受けようとする意匠とその他のものは特定できるが、意匠登録を受けようとする意匠の形状等が不明であり、意匠が具体的でないものの例＞

【正面図】



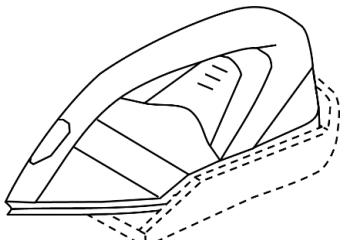
意匠に係る物品：「マフラー」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：写真中、黒い針金で形成した展示具及びテーブルクロスは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

### 3.2.20 出願に係る意匠の意匠に係る物品が不明である場合

審査官は、出願に係る意匠の意匠に係る物品が不明である場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

【斜視図】



意匠に係る物品：「Part of Iron」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

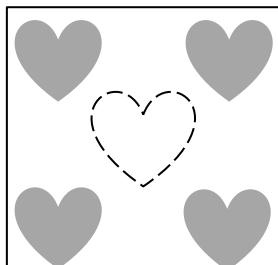
※説明の都合上、その他の図は省略した。

(説明) 意匠に係る物品の欄の記載が不適切であり、かつ、意匠の説明の欄の記載もなく、図面の記載をみても、意匠に係る物品が、アイロン本体と充電台を含めたものであって、そのアイロン本体を部分意匠として出願しているのか、意匠に係る物品が充電台を除くアイロン本体部品のみであって、充電台はそれとともに用いる物品を表しているにすぎないのかが不明であり、具体的な意匠と認められない。

### 3.2.21 いずれの部分について意匠登録を受けようとするものであるかが不明である場合

審査官は、出願された意匠が、出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書及び願書に添付した図面の記載を総合的に判断しても、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものであるか、物品等の全体について意匠登録を受けようとするものであるかが明らかでない、又は図面等において描き分けられたいずれの部分が「意匠登録を受けようとする部分」であるか明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

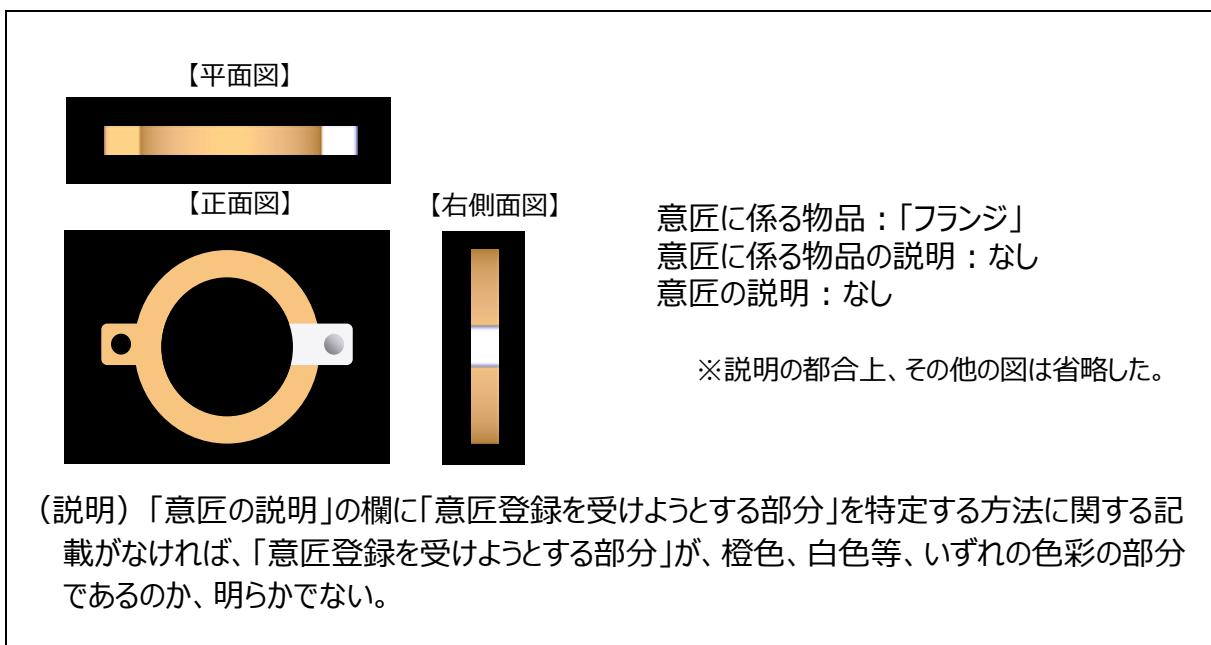
【表面図】



意匠に係る物品：「ハンカチ」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

(説明) 「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する「意匠の説明」の欄の記載がなく、実線と破線等によって描き分けられた部分意匠の意匠登録出願であるのか、中央にステッチを施した全体意匠の意匠登録出願であるか、明らかでない。



(説明) 「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなければ、「意匠登録を受けようとする部分」が、橙色、白色等、いずれの色彩の部分であるのか、明らかでない。

### 3.2.22 「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合

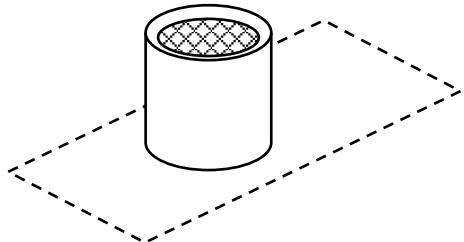
審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、当該部分の具体的な用途及び機能が明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.23 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、例えば以下のように、当該部分の位置、大きさ、範囲が明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

(1) 「その他の部分」が開示されておらず、物品の性質に照らしても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

### 【斜視図】

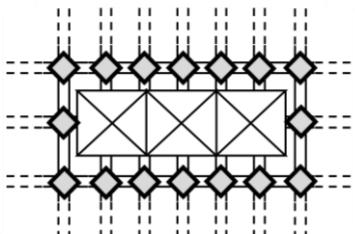


意匠に係る物品：「加湿器」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

(説明) この例では、蒸気吹き出し口近傍部のみが表されているが、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない。

### 【正面図】



意匠に係る物品：「ガーデンフェンス」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

(説明) この例では、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

(2) 破線等で表された「他の部分」の形状等が、各図不整合により具体的でなく、その結果「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならない場合

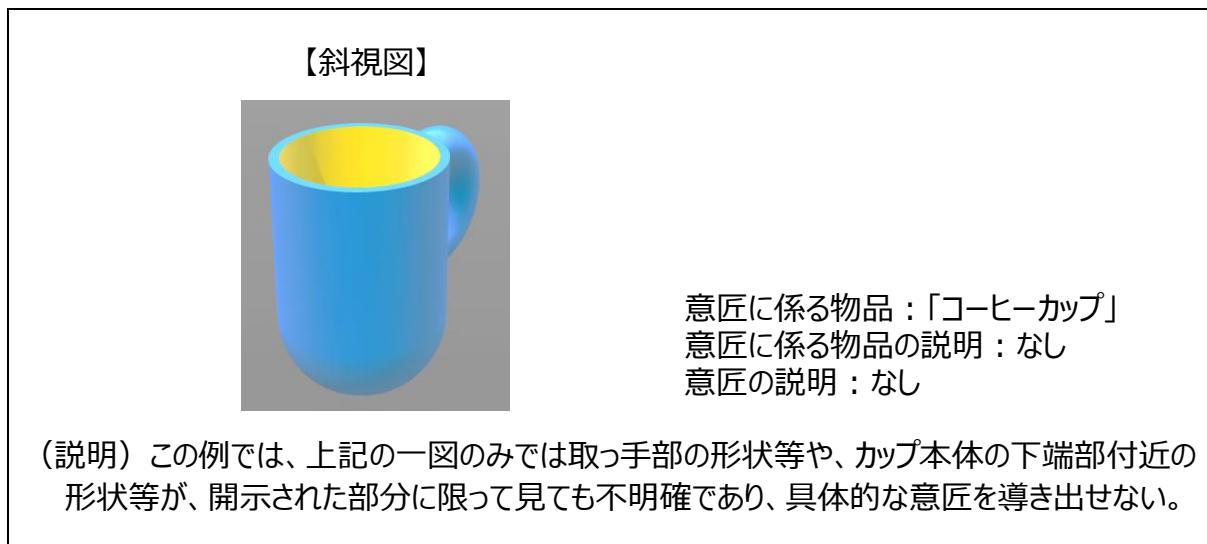
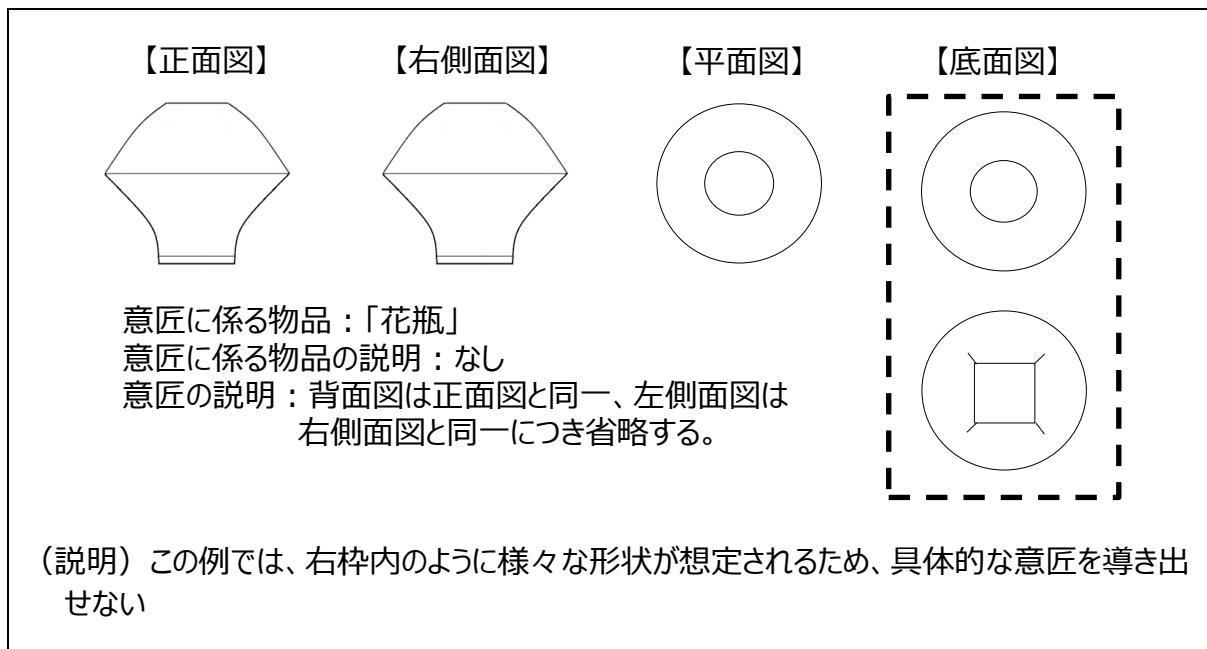
#### 3.2.24 「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が明らかでない場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、例えば以下のように、当該部分の形状等が明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

(1) 「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が、各図不整合の場合

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合

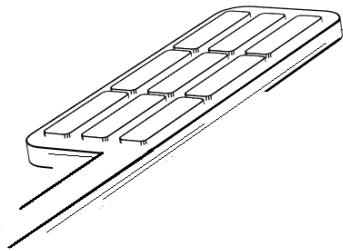
- (3) 「意匠登録を受けようとする部分」を参考図のみで特定している場合
- (4) 願書の「意匠の説明」の欄の文章でのみ「意匠登録を受けようとする部分」を特定し、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との必要な描き分けを行っていない場合
- (5) 意匠登録を受けようとする部分について複数の形状等が考えられ一の形状等を導き出すことができない場合



### 3.2.25 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が不明確な場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、当該部分と「その他の部分」の境界が不明確な場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

【斜視図】



意匠に係る物品：「ブレーキペダル」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

### 3.3 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断するものの例

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断し、以下の 3.3.1.から 3.3.5 のように、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せるときは、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断する。

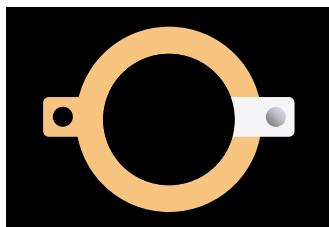
#### 3.3.1 「意匠の説明」と図面等により物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であることが明らかな場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が物品等の部分について意匠登録を受けようとするものであることが明らかな場合は、願書や図面等のその他の記載に不備が無い限り、意匠が具体的であると判断する。

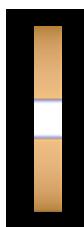
【平面図】



【正面図】



【右側面図】



意匠に係る物品：「フランジ」

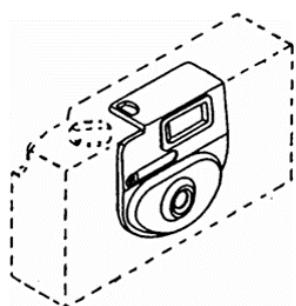
意匠に係る物品の説明：なし

意匠の説明：橙色に着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

### 3.3.2 「意匠の説明」の欄の記載がなくても、図面等により「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、出願当初の願書に意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての「意匠の説明」の欄の記載がなくても、願書に添付した図面等の具体的な表現によって、部分意匠の意匠登録出願に関するものであること及び「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合は、意匠が具体的であると判断する。

【斜視図】



意匠に係る物品：「デジタルカメラ」

意匠に係る物品の説明：なし

意匠の説明：なし

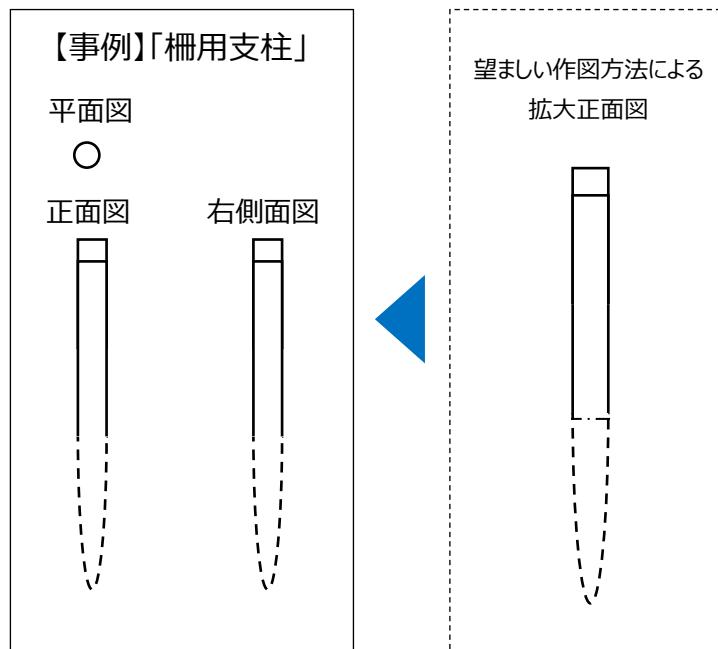
(説明) この例では、願書に添付した図面の各図が実線と破線により明確に描き分けられており、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての意匠の説明がなくても、実線部分について意匠登録を受けようとする意匠であると当然に導き出すことができる。

### 3.3.3 境界線の表示がなくても、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が明らかな場合

審査官は、境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合は、意匠が具体的であると判断する。

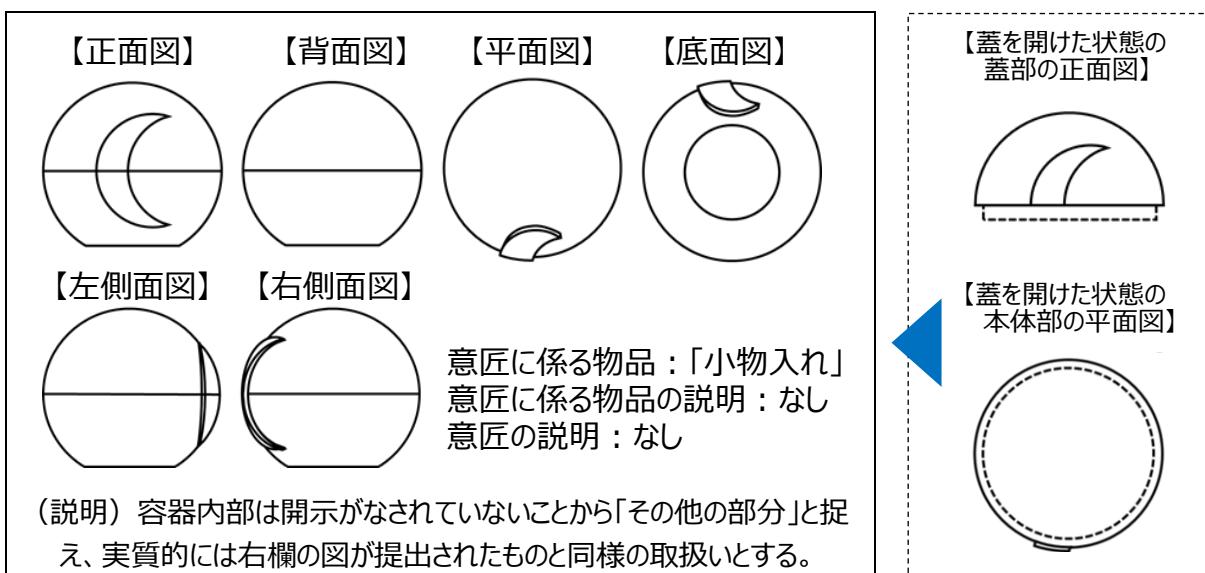
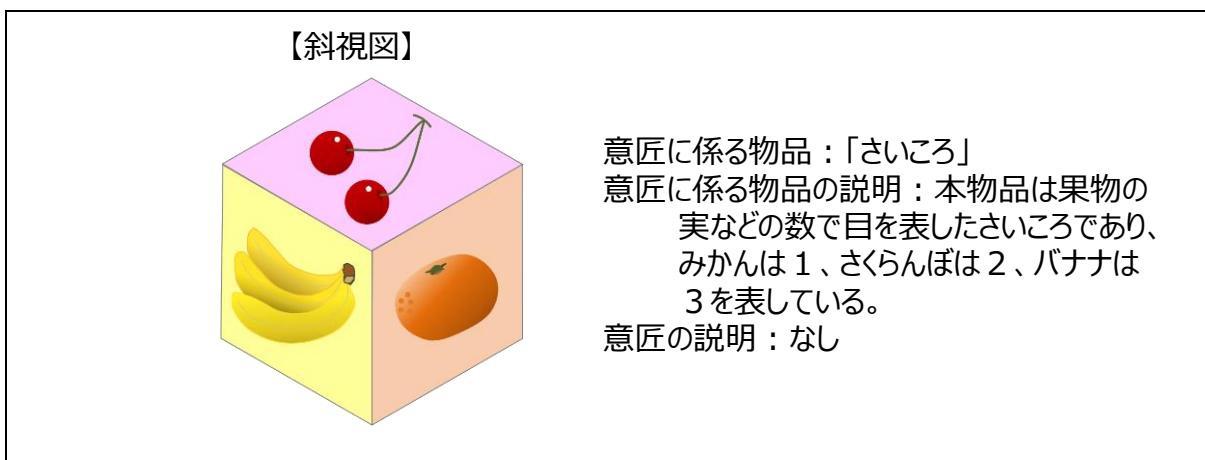
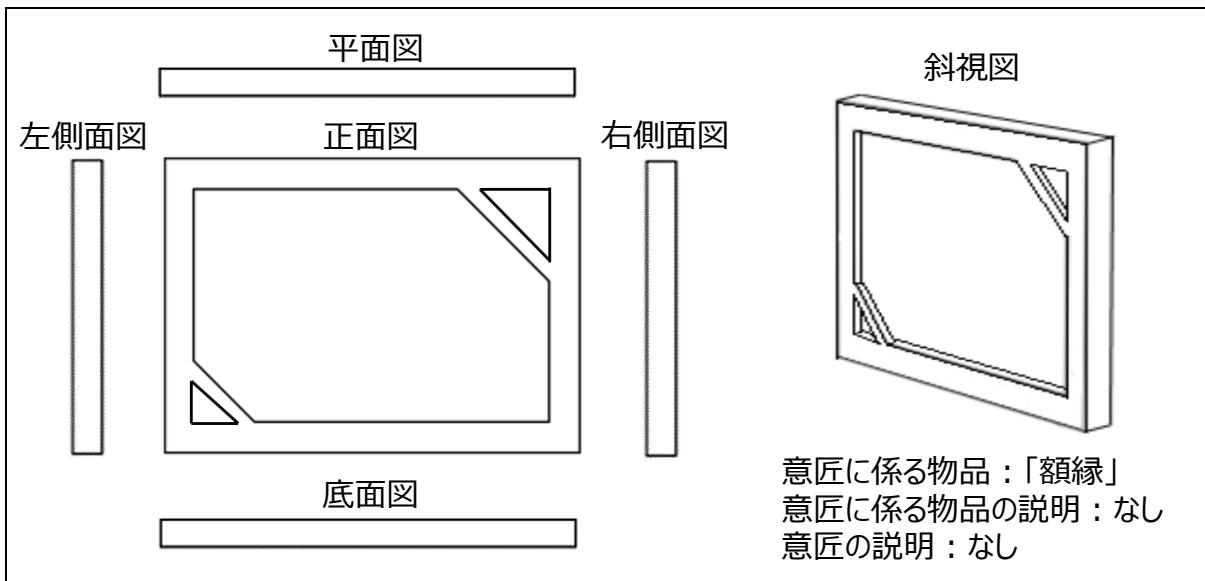
「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない（上記 2.5「一定の範囲を占める部分であること」参照）。

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことには問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。



### 3.3.4 物品等の一部のみが表されているものの、当該部分の明確性に問題が無い場合

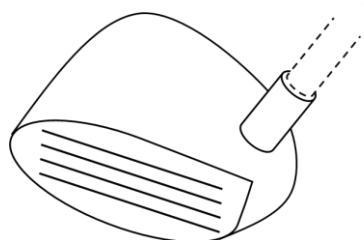
審査官は、願書に添付された図面等に、意匠登録を受けようとする物品等の一部のみが表されており、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨の記載のない場合であっても、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、意匠登録を受けようとする部分の形状等、物品全体に占める位置、大きさ、範囲並びに「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確な場合は、意匠が具体的であると判断する。



### 3.3.5 「その他の部分」が一部しか示されていないものの、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合

審査官は、「その他の部分」が一部しか示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であると判断する。

【斜視図】



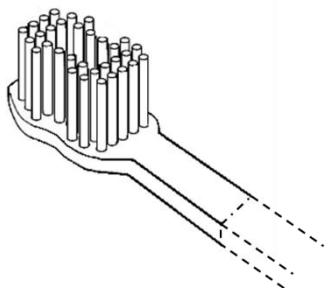
意匠に係る物品：「ゴルフクラブ」

意匠に係る物品の説明：なし

意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

【斜視図】



意匠に係る物品：「歯ブラシ」

意匠に係る物品の説明：なし

意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

## 4. 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、同一のものを複数製造したり、建築したり、作成することができるものに限られる。

なお、例えば、農具は農業に使用するものであるが、農具そのものは工業的技術を利用して複数製造し得るものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

審査官は、出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、当該部分が工業上利用することができるものであるか否かを判断するのではなく、出願された意匠の意匠に係る物品等全体が、本要件を満たすものであるか否かを判断する。

## (1) 工業上利用することができることについて

物品の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数製造し得ることをいう。

建築物の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数建築（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。

画像の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数作成（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。

なお、いずれの意匠の場合も、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

## (2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

### ①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであつて、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。

### ②純粹美術の分野に属する著作物

純粹美術の分野に属する著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。